

熊本市水道100周年史制作等業務委託プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続を実施するので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市水道100周年史制作等業務委託

(2) 目的及び概要

本市の水道事業は、令和6年（2024年）11月27日に100周年を迎えた。そこで、これまでの足跡を記録し、水道事業に関わる先人たちの苦労や業績を後世に継承するとともに、市民や水道事業関係者に対し、これまでの本市の水道事業の歩みを共有するために、周年史を制作する。

※ 詳細は仕様書を参照のこと。なお、仕様書中に特段の記載が無い限り、この仕様書に記載の内容は提案内容に関わらず、必須のものとする。

※ 「熊本市水道80年史」の貸し出しを希望する場合は、2の担当部局に問い合わせの上、令和7年（2025年）5月21日（水）までに返却すること。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(5) 提案上限額 8,690千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局総務部経営企画課

電話：096-381-4330（直通）

ファックス：096-384-4135

電子メール：suidoukeiei@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平

成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として第1分類「広報・広告業務」・第2分類「企画・制作」業務での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(以下これらを「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 平成27年度(2015年度)以降に履行が完了した、同種業務に関する業務委託の実績を有すること。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)4月25日(金)から令和7年(2025年)5月8日(木)まで熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び

期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は、令和7年（2025年）5月21日（水）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績書（様式第3号）

(エ) (ウ)に記載した実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

(オ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第4号）

イ 提出期限

令和7年（2025年）5月8日（木）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）5月8日（木）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合
2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者(熊本市上下水道局総務部経営企画課)宛
また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」
を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時時点で記載すること。
- (イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その許可、実績又は資格を有しているとは認めない。また、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。
- (ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書(様式第2号)中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

- (3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して参加資格がないと認められた理由を、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。
- ア 提出方法
書面(様式は自由)により持参、ファックス又は電子メールにて提出す

ること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）4月25日（金）から令和7年（2025年）5月12日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）5月15日（木）までに開始し、令和7年（2025年）5月27日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書提出書（様式第5号）：1部

イ 企画提案書：7部（正本1部、副本6部）

(ア) 正本にのみ社名を記載し、副本は社名を伏して提出すること。

(イ) 本業務委託の目的を実現するための考え方や方向性、自社の強みなどについてポイントをまとめること。

(ウ) 企画提案書に記載した職員については、令和8年（2026年）3月31日までの期間は、死亡・病休・退職等の真にやむを得ない場合を除き、本業務委託に従事することとする。

(エ) 企画提案書は、企画提案書作成要領を基に作成すること。

ウ 提案者（会社等）及び現場責任者の同種業務実績書（様式第6号）：

1部

エ ウの実績を証する契約書の写し：1部

オ 概算見積書（様式第7号）：1部

カ 提出期限

令和7年（2025年）5月21日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）5月21日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

キ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局総務部経営企画課宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時（予定）

令和7年（2025年）5月下旬に実施予定とし、実施日時及び場所等の詳細は、応募者に後日通知する。

(2) 対面による提案書の説明、質疑応答形式とする。また、出席者は3名以内とし、配置予定の現場責任者は必ず出席すること。

(3) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す審査項目（以下これを「ヒアリング実施項目」という。）に対して実施するものである。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度管理者が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

(6) ヒアリングは非公開

1.1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市水道100周年史制作等業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市水道100周年史制作等業務委託契約候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本市水道100周年史制作等業務委託契約候補者審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書及びヒアリングを基に審査し、合計点数の最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「業務遂行力」の合計点数が高い者を上位とする。

「業務遂行力」の合計点数も同じ場合は選定委員会の協議により決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1.2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）

(2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1.3 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 仕様の詳細に係る協議

(1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、上下水道局にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約

候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、上下水道局に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして上下水道局が認めるものについては、この限りではない。

- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても14(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で上下水道局と契約を締結するものとする。

15 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市上下水道局が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る

費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。